

規則第 88 条の規定に基づく書面について

建築基準法において、盛土規制法が建築基準関係規定に位置付けられていることに伴い、建築確認に際し、盛土規制法に適合していることを証する書面（以下、「適合証明書」という。）が必要な場合は、適合証明書の交付を申請することができます。適合証明書の交付を申請する場合は、以下の図書を開発指導課に一部提出してください。

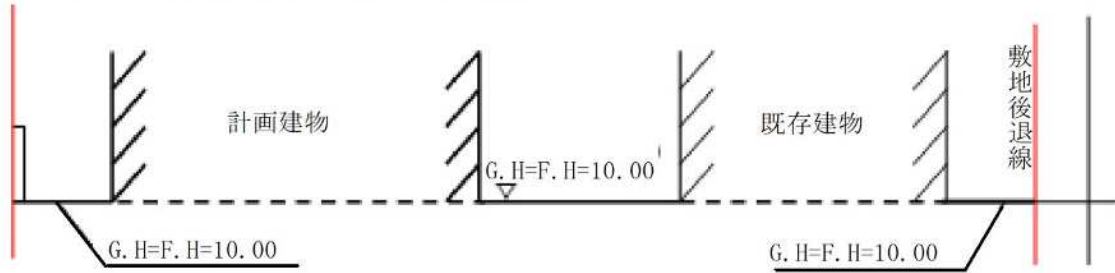
※ 申請書提出後、証明書の交付まで通常 2 週間前後掛かりますので、あらかじめ御了承ください。

※ 申請に当たっては、京都市都市計画関係手数料条例に基づく手数料が必要です。

	図書の名前	備考
1	宅地造成及び特定盛土等に関する工事非該当確認申請書	参考様式第 5
2	位置図	縮尺を 1/2,500 以上とし、建築物の敷地を赤線で囲むこと。
3	建築計画概要書	1 面（建築主）、2 面（建築敷地）、3 面（付近見取配置図）を添付すること。
4	現況平面図	住宅地図等とし、建築物の敷地を赤線で囲むこと。
5	造成計画平面図	1 計画建物配置図に、縦横断の位置を記入のうえ、建築物の敷地を赤線で囲むこと。 2 盛土範囲は淡緑色、切土範囲は淡黄色で着色すること。
6	造成計画縦横断面図	1 G.H（現況地盤高）及び F.H（計画地盤高）を記入し、建築物の敷地を赤線で囲むこと。 2 縦横断面図は、各々最低 2 箇所以上作成し、縦横断面図の交差箇所及び計画建物に接する箇所の現況高及び計画高を記入すること。（次頁の参考図参照） 3 現況地盤線は、細線で表示し、計画地盤線は太線で表示すること。また、建物内については、破線で表示すること。 4 塀、道路側溝等の構造物も表示すること。 5 盛土範囲は淡緑色、切土範囲は淡黄色で着色すること。
7	全景の写真	1 建築物の敷地を赤線で囲むこと。 2 現地の状況が分かるように複数方向から撮影し、撮影の位置、方向を示す図書を添付すること。

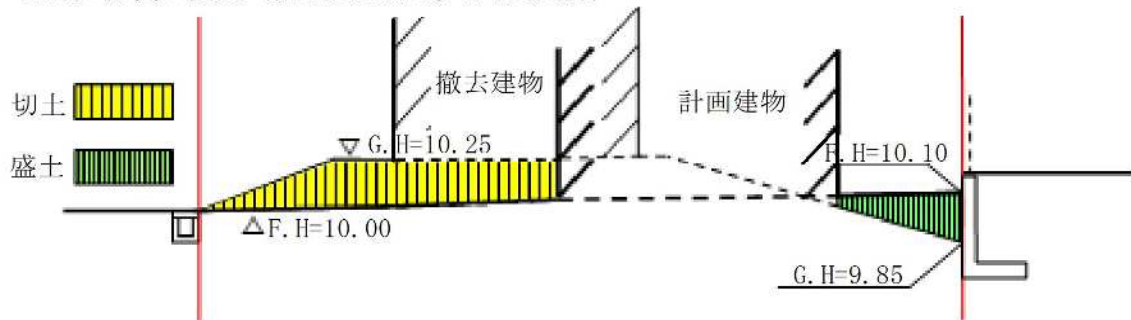
(参考図)

土地の形質の変更（切土又は盛土）がない場合



造成行為は一切ありません。

土地の形質の変更（切土又は盛土）がある場合



盛土及び切土の高さは30cm以下である。